

計画の基本方針

いつどこでも起こり得る災害による人的被害及び経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」が必要である。

この計画は、災害対策基本法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して「減災」の考え方に基づいて、「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、町及び県による「公助」と連携して、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図る。

なお、計画の推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

- ①災害による死者をなくすこと及び人命を守ることを最大の目標とし、できる限り被害を最小化することの推進
- ②自助・共助を基本とした、住民による主体的な促進による自主防災体制の確立
- ③町、防災関係機関並びに住民及び企業それぞれの役割と連携
- ④防災関係機関相互の協力体制の推進
- ⑤ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- ⑥過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- ⑦関係法令の遵守
- ⑧要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- ⑨男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

